

議会改革検討委員会会議録

令和4年2月15日

本日の会議に付した事件

○協議事項

議席の一部変更（追加）

検討項目について

次回の開催日程について

出席委員（7名）

委 員 長	加 藤 仁 司 君
副 委 員 長	安 野 裕 子 君
委 員	田 中 利 恵 子 君
委 員	楊 隆 子 君
委 員	篠 原 弘 君
委 員	鈴 木 紀 雄 君
委 員	俵 鋼 太 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	向 笠 勝 彦
副 事 務 局 長	室 伏 正 彦
議事調査担当課長	有 泉 三 裕 紀
副 課 長	高 橋 洋 子
総 務 係 長	城 所 淳 子
主 任	城 戸 寿 之
書 記	橋 本 昇

午前10時 0分

再開

○委員長【加藤仁司君】 皆様、おはようございます。

ただいまより議会改革検討委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和4年1月18日に引き続きまして、第3回目の委員会となります。

会議に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本委員会におきましても、出入口の扉は開放するとともに、こまめに換気を行います。

また、傍聴につきましては、一般傍聴及び議員各位におかれましても、自粛をお願いしておりますので、御承知おきください。

ここで議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○議長【大川 裕君】 皆さん、既に御承知のことと思いますが、令和4年2月10日付けで、会派「新生クラブ」が消滅したことに伴い、俵委員から議会改革検討委員の辞任届の提出があり、これを受理いたしました。

その後、2月14日付けで、会派「誠新」が結成され、会派「誠新」からの選出委員として、俵委員が議会改革検討委員として選出されておりますので、御承知おきください。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 それでは議事を進めてまいります。

はじめに、協議事項の（1）座席の一部変更（追加）を議題といたします。

ただいま議長からもありましたが、会派の異動に伴い、会派「誠新」から、俵委員が選出されております。本委員会の座席についてはいかがいたしましょうか。

〔「現在、座っている座席で」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 「現在、座っている座席で」とのお声がございましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、座席につきましては、現在お座りの席で決定させていただきます。

以上で、協議事項の（1）座席の一部変更（追加）を、終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、協議事項の（2）検討項目についてを、議題といたします。

まず、前回の委員会内容を確認させていただきます。

前回の委員会（令和4年1月18日開催）では、各諮問事項について、配付資料をもとに、資料記載の「提案内容」及び「諮問事項を取り巻く現状・課題」といったものを確認いただき、「諮問事項に対する各会派の考え方」については、一旦各会派持ち帰りとさせていただきます。

会派持ち帰りでの検討結果は、各会派から「調査票」という形で提出いただき、その後、その「調査票」を事務局のほうで集計し、一覧表にした上で、各委員に事前送付をさせていただきます。

各会派におかれましては、事前送付の「一覧表」に記載の、「他の会派の考え方」も含め、必要に応じて自らの会派の考え方を精査いただき、本日の委員会に臨んでいただき、本日の委員会で発表いただく形となっておりますので、よろしくお願いいたします。

前回の委員会を踏まえ、資料1として、お手元に「諮問事項に対する各会派の考え方（集計）」を御用意させていただきました。

この資料は、委員の皆様へ事前配付した資料と基本的には同様のものではありませんが、若干変更している箇所（3点）がございます。

変更箇所でございます。

1点目として、新生クラブの消滅に伴い、新生クラブの考え方に係る記述を削除しております。これに伴い「会派集計」の欄の数値も変更するとともに、資料を見やすいよう、意見のまとめ具合に応じ、網掛処理をしております。

2点目として、本日の協議の際のメモ用に、「取り扱い（記入欄）」の記入欄を設けております。

3点目として、今後の協議で「必要に応じて他の委員会に具体的協議を委任するかしないか」について検討する際の参考として「所管の委員会等」を記載をしております。

この3点が変更した点であります。

そこで、本日の進め方についてでございます。

本日は、各諮問事項について、各委員から、「会派の考え方」を発表いただき、「さらに具体的な協議を行うか」あるいは「現状の扱いのままとするか」について御協議いただくものですが、資料1を御覧いただくとお分かりのように、この度、新たに結成されました会派「誠新」の意見の記載はない状況にあります。

そこで、まずは、各諮問事項に対する会派「誠新」の考え方、「協議」か「現状」かについて、ここで一通り発表いただき、6会派の意見を揃えた上で、「さらに具体的な協議を

行う」か「現状の扱いのままとする」かの取扱いを御協議いただきたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、俵委員より、各諮問事項に係る会派「誠新」の考え方、「協議」か「現状」について発表いただきたいと思います。

それでは、俵委員、よろしくお願ひいたします。

○委員【俵 鋼太郎君】 それでは、誠新の考え方をお示しさせていただきます。

個々のコメントにつきましては、今後の協議の中で発表させていただきたいと思いますので、「協議」なのか「現状」なのかについてのみ発表させていただきます。

No. 1 と No. 2 は飛ばしまして、No. 3 については「現状」、No. 4 についても「現状」、No. 5 も「現状」、No. 6 は「協議」、No. 7 は「現状」、No. 8 も「現状」、No. 9 は「協議」、No. 10 は「協議」、No. 11 は「協議」、No. 12 は「協議」、No. 13 は飛ばしまして、No. 14 は「協議」、No. 15 は「現状」、No. 16 は「現状」、No. 17 は「現状」でお願いしたいと思います。

○委員長【加藤仁司君】 では、確認させていただきますが、会派「誠新」の意見としては、No. 3 が「現状」、No. 4 が「現状」、No. 5 が「現状」、No. 6 が「協議」、No. 7 が「現状」、No. 8 が「現状」、No. 9 が「協議」、No. 10 が「協議」、No. 11 が「協議」、No. 12 が「協議」、No. 14 が「協議」、No. 15 が「現状」、No. 16 が「現状」、No. 17 が「現状」ということでしょうか。

間違いはないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 会派「誠新」の意見発表をいただきました。

これから、各諮問事項について「さらに具体的な協議を行う」か「現状の扱いのままとする」かの取扱いを御協議いただきますが、各会派に「諮問事項に対する考え方」を発表いただくに当たり、事前送付いたしました「一覧表」に記載の「考え方」と、本日の委員会で発表いただく「考え方」が異なる場面も想定されます。

例えば、当初提出の調査票では「現状」という意見をもって提出していたものの、事前送付の「一覧表」における「他の会派の考え方」も踏まえ、再度、会派内で検討した結果、

本日配付の資料上では「現状」となっていますが、この後の各会派の発表で「協議」へと変更される場合もあるということです。逆もまたしかりで「協議」が「現状」となる場合も想定されるということです。

協議に当たっては、諮問事項順に進めていきたいと思いますが、事前送付した「一覧表」に記載の「考え方」と、本日の委員会で発表いただく「考え方」が異なる場面は、それぞれの諮問事項のところで、その旨を発表いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問事項ごとに協議を進めてまいります。

まず、諮問事項1「議員提案政策条例の体制づくりについて」であります。

本件につきましては、議長からの諮問事項でありますので、「さらに具体的な協議を行う」といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項2「議員定数について」でございます。

本件についても、議長からの諮問事項でありますので、「さらに具体的な協議を行う」ということにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項3「政務活動費と議員報酬について」でございます。

協議の結果、「さらに具体的な協議を行う」となってくるものについては、追って協議の場もございますが、協議の結果「現状の扱いのまま」となる場合については、追って、答申文案作成の際、答申に掲載する意見も必要となってきますので、これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

こちらにつきましては、現在、「さらに具体的な協議を行う」とする会派がゼロ会派、「現状の扱いのまま」とする会派が6会派となっております。

全会派とも「現状の扱いのまま」とのことですので、諮問事項3については、「現状」ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項3については、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項4「常任委員会等委員長手当について」でございます。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

ただ、こちらも、現在、全会派が「現状の扱いのまま」ということで、「さらに具体的な協議を行う」とする会派はございませんので、諮問事項4については、「現状」とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項4については、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項5「政務活動費交付額の削減について」でございます。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

こちらにつきましては、現在、「さらに具体的な協議を行う」とする会派が1会派、「現状の扱いのまま」とする会派が5会派となっております。

この「一覧表」の中では、誠風が「協議」とされてございますが、御意見ございますでしょうか。

○委員【篠原 弘君】 私どもの考え方としては、資料1の諮問事項5のところに記載しておりますように、政務活動費の現状、社会経済情勢等を踏まえた上で、適切な交付額のあり方については、一旦、議会として検討することが必要だという主張、考えを持っておりますが、総体的に現状のままでいくということであれば、大勢順応ということで、「現状」ということで結構です。

○委員長【加藤仁司君】 ただいま誠風の篠原委員のほうから、集計表には「協議」とありますけれども、「現状の扱いのままとする」ということでよろしいという御発言がありました。そういたしますと、「現状の扱いのままとする」という会派が6会派ということになりましたので、諮問事項5については、「現状」とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、諮問事項5については、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項6「政務活動費手引きの見直しについて」でございます。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

こちらについては、全会派が「さらに具体的な協議を行う」ということでありますので、諮問事項6については、「協議」とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項6については、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項7「請願環境の整備について」でございます。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

こちらについては、現在、「さらに具体的な協議を行う」とする会派が1会派、「現状の扱いのまま」とする会派が5会派となっております。

「さらに具体的な協議を行う」ということを提案されている誠風の篠原委員のほうで御意見ございますか。

○委員【篠原 弘君】 私どもの、「請願環境の整備について」は、先の検討項目の一覧の中に記載されているとおりでございますが、もう少し述べさせていただきますと、ここ数年、請願の提出もほとんどないということで、それは議員の、この請願を受けた後の議員の作業に大きな負担があるということが一つの大きな原因だろうと思っております。特に、本会議場で提出された請願について紹介者である議員が、議場で自ら議員各位からの質疑を受けるということがありまして、それがある種の負担になって、請願の提出が少ないのではないかと感じております。この辺のところのハードルを少し下げることによって、請願の提出が増えることのほうが、市民参加の促進につながるのではないかと趣旨で提案させていただいたものでございます。これにつきましても大勢は「現状」ということでございますので、誠風としては「現状」ということでも結構だと思っております。

○委員長【加藤仁司君】 ただいま誠風の篠原委員から御意見がございました。この中で「現状」と示されているところ、御意見もいくつか載っておりますが、この際、なぜ「現状」とするのかというような御意見あるようなところがありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員【田中利恵子君】 ただいま、誠風の篠原委員から御説明がございました。一定理解するところなんですけど、請願は、陳情とまた違った意味で、趣があるものだと思うんですね。議員が本会議の場でしっかりと質疑に答えていくということ、これは非常に必要なことだというふうに私は受け止めております。したがって「現状の扱いのま

ま」ということにいたしました。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 ほかの会派の皆さんはいかがですか。

○委員【鈴木紀雄君】 ただいま誠風の篠原委員のほうから、議員の負担が大きいというお話がございました。だからこそ少ないのかなというお話もあったのですが、その原因というのは私も本当にそうなのかというのは少し分からない部分もあるので、そこはどうかなという疑問を呈しているところであります。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 御意見をいただきましたが、誠風の篠原委員のほうから、この件につきましては、大勢順応ということで、「現状」ということでよろしいという発言がありました。諮問事項7につきましては、「現状の扱いのまま」とする会派が6会派という形になりましたので、諮問事項7につきましては、「現状」とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項7については、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項8「議会選出監査委員の選任について」でございます。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

こちらにつきましては、現在、「さらに具体的な協議を行う」とする会派がゼロ会派、「現状の扱いのまま」とする会派が6会派ということになりましたので、諮問事項8につきましては、「現状」とすることで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項8については、そのように取り扱わせていただきます。

次に、資料1の2枚目に移ります。

ここで、正副委員長からの提案ということになりますが、諮問事項9から11につきましては、いずれも委員会運営に関わってくる部分がありまして、相互に関係してございます。

また、半数以上の会派で「協議」とされている項目もございますので、現時点で「現状」とされている会派もありますが、この3件につきましては、まとめて「協議」という取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項9から11については、そのように取り扱わせていただきます。相互に関連するというので、正副委員長として、そういうことで皆さんに提案させていただきましたが、3項目まとめて「協議」ということで了解いただけましたので、諮問事項9から11の3項目については、「協議」ということでよろしく願いいたします。

次に、諮問事項12「委員会におけるオンライン会議の導入について」であります。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思いますが、これにつきましては「さらに具体的な協議を行う」とする会派が6会派と、全会派でございますので、諮問事項12については、「協議」とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項12については、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項13「予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について」であります。

本件につきましては、議長からの諮問事項でございますので、「さらに具体的な協議を行う」ということにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項13については、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、諮問事項14「陳情の取扱いについて」であります。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思いますが、

こちらについては、現在、「さらに具体的な協議を行う」とする会派が4会派、「現状の扱いのまま」とする会派が2会派となっております。

それでは、御意見や発表をいただければと思います。

○委員【田中利恵子君】 私ども日本共産党といたしましては、「陳情の取扱いについて」につきましては、現状を見直すような積極的な意義が感じられませんので、「現状の扱いのまま」というふうに考えて、このように記載したとおりです。

以上です。

○副委員長【安野裕子君】 私ども志民・維新の会は「現状」ということです。

今は、「小田原市議会陳情審査基準」というものがありまして、それに基づいて取り扱っておりますので、これは適しているなというふうに思っております。今ここで、あえてお聞きしたいのは、提案会派以外で、「協議」とされた会派の御意見を聞かせていただきたいと思えます。

○委員長【加藤仁司君】 今、安野副委員長のほうから「協議」ということで示されたところ、誠風では「提案理由及び概要説明のとおり」とされておりますが、それ以外の会派は空欄ということでありまして、なぜ協議が必要なのかという理由をお聞きしたいということでもいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 発言される会派がありましたら、お願いいたします。

○委員【俵 鋼太郎君】 陳情の取扱いについては、ここ10年くらいの間に、いろいろと変わってきているんですよ。昔は、陳述もなかったりと。いろいろなことを試行錯誤しながら進んできて、もうそろそろ陳情の見直し、今、実際問題、常任委員会で陳情に充てている時間も結構多いので、それも含めて1回見直しをしてもいい時期かなというのが「協議」とする理由でございます。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 俵委員と同様の意見の部分が多いのですが、中には、この何年もの間に、話し合いもされてきたかとは思うのです。時間のこともあるのですが、大事なこともかもしれませんが、卓上配付にしてもよいものの中にはあるかもしれませんが、1回検討をして、協議をしていくことは必要ではないかと思い、「協議」といたしました。

○委員【篠原 弘君】 この「陳情の取扱いについて」は、先の議会運営委員会で、長い時間をかけて協議をしたのですが、結論が得られなかったということで、令和3年2月26日の議会運営委員会では、「『陳情の取扱いについては、ひとまず協議を終結して、改めて協議の場を設ける』ことで了承された状況で、現在に至っている。」ということです。協議をしていこうという合意を得ておりますので、当然、引き続き協議をするものだという判断でございます。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 私どもは、今、誠風の篠原委員がおっしゃったの

と同じで、まだ、すべての陳情についての協議が終わっていないという認識でいます。例えば、郵送がどうであるとか、あるいは陳情者の住所がどうであるとか、所属がどうかとか、そういうものも含めて、まだ協議がペンディングになっている部分もあるかなというふうに思っておりますので、そういう協議が必要であろうと考えています。

○委員長【加藤仁司君】 それぞれの会派から御意見が出ました。

認識が、前回というか、今まで議会運営委員会で取り扱っていたものの延長線にあるというふうなことで、ここでは協議がやはり必要ではないかと。逆に、そういう約束事といいますか、そういうふうに捉えている会派の方々もいられます。結果的に、例えば、「現状」ということもあり得ますけれども、やはりそこに至るまで様々な協議が必要ではないかというのが皆さんの、「協議」をすべきという方々の意向だと解釈するのですが、「協議」をするという方向については、今、2会派の方が「現状」ということで意見はいただきましたけれども、とりあえず「協議」をしていくという方向でどうかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 陳情についてどう考えるのかということ考えたときに、やはり市民から陳情があがってきているわけですから、しっかりとそれを受け止めて、審議をしていくというのが基本だというふうに考えるんですね。ですから10年間の間、この陳情の扱いについては、意見が出されているとか、そういう時間的なことではなく、やはり陳情の持っている意義を捉えていきたいなと思うことと、協議をしてきた中で、引き続き協議をしていくという、こういったことでもあったということは理解をいたします。ただ、改めて議会改革検討委員会を設けた中で、このことについては、具体的な協議をしていくというところについては、意見が出されているということで理解はしているのですが、私どもとしては、今まで述べたことも踏まえて考えるのならば、これは「現状の扱いのまま」でいいというふうに考えたところです。

○委員長【加藤仁司君】 ただいま日本共産党の田中委員のほうから、「市民から」という表現がありました。先ほど、緑風会の鈴木委員からも、あのときの議会運営委員会の中では、市民からだけではなくて、市外の方も、今現在、受け入れているということがどうなのかということが確か議論の中にあっただと思います。そういうことも含めての「協議」という解釈を私はいたしました。

意見として申し上げます。

○副委員長【安野裕子君】 私ども志民・維新の会は「現状」といたしており

ますが、今の「小田原市議会陳序審査基準」というものが、かなり議論を尽くした末にできたものと認識しております。ですから、他の会派からの、さらに協議をしたらどうかという御意見も一定の理解はするところです。私ども志民・維新の会といたしましては、今、十分に、丁寧に審査をしているのだから、このスタンスは崩さないでいたいという考えが非常に強いです。私ども志民・維新の会では、今後、考えを変えていくという気持ちは、現状ではございませんが、ただ、今ここでこれを協議事項に取り上げるのか、若しくは、現状とするのかということで、ここで、この委員会としての意見をまとめていかなければならないということもございますので、とりあえず協議には応じると、ただ、本当に、今、私たちの会派の考え方としては、協議には応じはしますが、今の考え方を基本的には変えるつもりはないというような状況です。そういう条件でよければ協議に応じるということになります。

○委員長【加藤仁司君】 　　ただいま安野副委員長から御発言がありました。

　　ちょっと条件というような取扱いはできませんけれども、やはり先ほども言いましたように、協議をした上で、今、これだけ各会派の御意見をいただいた中でも、かなり相違点というかありますので、これは協議をした上で結論を導くというためには協議は必要だと、私は考えています。今、安野副委員長のほうでは、とりあえず、まず協議はいたしましよということになりました。今、日本共産党の1会派のみが「現状」ということを主張しておりますけれども、協議をした上での、この協議の中で、また、御発言をされたらどうかと思います。田中委員、いかがでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 　　先ほど、委員長から御指摘がありましたように、これまでの陳情に対して、意見として、本市のみならず、市内外含めてのあり方としてどうかというような意見もあったということは記憶しております。それは申し添えておきます。基本的に、先ほど述べたことで、私どもの会派としては、考えに変わりはありません。ただ、協議を行うとする会派が多いので、それはそれで、協議をするということによいと思います。

　　以上です。

○委員長【加藤仁司君】 　　それでは、諮問事項14については、各会派の御意見をいただいた中で、「協議」とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 　　御異議ございませんので、諮問事項14については、

そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項15「議長・副議長選挙における所信表明について（副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について）」でございます。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

こちらについては、現在、「さらに具体的な協議を行う」とする会派が2会派、「現状の扱いのまま」とする会派が4会派となっております。

それでは、御意見等がございましたら発言をお願いいたしたいと思いますが、「現状」と述べられている会派、御意見も記載されていますが、追加して御意見があれば。また「協議」とされた会派については、日本共産党は「議論を尽くしたい」、緑風会は記載なしという状況でありますけれども、補足というか、追加することがありましたら、お願いいたします。

○委員【鈴木紀雄君】 ここはですね、どうしても積極的に、副議長選挙においても所信表明を必要とするということではなくて、やはり私ども緑風会の中でも、そういうものはあったほうがいいねというような意見もありましたので、ここは協議をさせていただいた中で決定していただければどうか。結果として「現状」となっても、それはやぶさかでないというふうに思っています。

以上です。

○委員【田中利恵子君】 議長選挙における所信表明を聞く機会というのが、今はあるわけなんですが、この制度は非常にいい制度だなと思っているんですね。しかしながら、ポジションとして議長のみならず副議長も非常に重要なポイントだと思うんですね。ですから双方の所信を聞くということは非常に大切なことであるというのが根本の理由です。ですから副議長選挙における所信を表明する機会を設けるというのは、ぜひ、あるべきだと思います。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 副議長の選挙ですが、議員が議員を選ぶ立場の内容のものを市民に公表する必要があるのかなというのが一つ疑問としてあります。あと、副議長という立場は、議長をサポートする立場があるなと思います。それが一つ。大事な立場でもあるのですけれども、議長が「市議会だより」などに出ていただいたり、また、ここでいうのもなんですけれども、市の動画などに出てくるとか、そういうようなことも必要かな、考えてもいいのではないかなと思います。

以上です。

○委員【俵 鋼太郎君】 今の議長選挙というのは、実は明確な決めがない、要は所信表明をしなくてもいいし、所信表明をしない中で、いきなり本会議で決まってしまうこともある、そういった制度の中で行われています。所信表明も最初の頃は、試しにやってみようかということで、試行から始まって、今だって義務付けてはいない。やりたい人だけやればというくらいの、そういった形の所信表明なので、僕は、今の形のままでいいのかなと思っています。

それと同時に、副議長の所信表明というのが、僕には少し理解できないのです。副議長というのは議長を補佐する役目であって、それが意思を、自分でこんなことをしたいと言ったところで、僕は、あまり意味がないかなと思っているのが、正直なところで、そんな中で、市民への公開の必要もないだろうし、そういった意味では今のままで十分かなというところで、本当に協議するのであれば、では所信表明は本当に必要なものという、その根本的なところからやり直すのであれば、まだいいけど、そこまでもする必要もないだろうから、私どもの会派では「現状」でいいかなと思っています。

以上です。

○副委員長【安野裕子君】 私どもの会派は「現状」ということです。やはり副議長の職務ということがですね、議長の補佐というものが主なものになってくると思うんです。確かに、副議長も大変重要なポジションであるということは、重々承知をしておりますが、職務上の特徴といたしましては、やはり副議長が議長と同じように自分の方針を掲げて、そして、また、例えば、議長とまた全然違う方針を掲げてというやり方が、果たして成立するのかなという疑問点もあります。市民に対して副議長の考えを示すチャンスとしては、「市議会だより」で、所信を述べる機会もありますので、そういうふうに、市民に対しては、こういう公表の仕方によろしいのではないかなと考えております。

○委員【鈴木紀雄君】 先ほど申し上げたとおり、協議することにこだわるわけではないのですけれども、今、各会派の代表の方からお話を伺いまして、それなりの協議が進んだのかなという感覚もしております。ここは「現状」が大勢と、多いようですので「現状」で結構かと思っております。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 ただいま緑風会の鈴木委員のほうから、先ほどの各委員からの発言で、とりあえずは済んだのかなというような解釈をされて、現状のまま

でよろしいという発言がありました。田中委員のほうはいかがでしょう。

○委員【田中利恵子君】 私は、自分自身、議長や副議長に就任したことはございませんが、私が考えるに、議長の言動なり、その前に、考え方なりがあって、それで、それを補佐するだけが副議長だということの受け止め方に非常に疑問を感じるんですね。例えば、議長の言動や考え方など、「これは少し、このようにしたほうがよろしいのではないのでしょうか」とか、こういったことを議長に述べるということがあってしかるべきだと思うんですね。ですから私は、副議長の意思というのは非常に重要であるというふうに考えるんです。そして、市民に負託された議員が、議長、副議長になるわけですよ。その議長、副議長になることが、果たして適切なかどうか、そういったことも含めて市民に公開するということの必要性を感じます。ですから、私は、副議長選挙における所信表明演説も行うべきだというふうに捉えております。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 日本共産党の田中委員のほうからの発言については、ほかの会派の皆さんからは、それと同様の意見というのは全く出ておりません。そういった中で、これから協議を、これから物事を進めるにあってはですね、やはり、大方の会派の方々が現状維持という方向ではありますので、今、田中委員のほうから発言がありました部分については、最終的には議長に、この委員会の答申を述べるときにですね、田中委員の意見もありましたということは記載されると思います。ということで、今、大方の会派が現状維持ということで述べられておりますので、そのような方向で取扱いをしたいと思いますが、田中委員、よろしいですか。

○委員【田中利恵子君】 副議長選挙における所信表明についての私どもの考えを変えるということは全くございません。しかしながら、今、委員長が申し述べられたようなことで、これを受けたいと思います。

以上です。

○副委員長【安野裕子君】 先ほどの、私ども会派の意見のところでは少し補足させていただいてよろしいでしょうか。先ほど、副議長の職務は、議長の補佐というような発言をいたしました。その「補佐」という中身は、先ほど、田中委員がおっしゃられたような、いろいろと議長、副議長で、いろいろなこと一つ一つについて、よく話し合いを積み重ねて、副議長が議長に追従していただくという意味の補佐役ではなくて、良き相談相手で、物事を揉んでいくと、そういう役割も含めての補佐役というふうに私どもの会

派では捉えておりますので、補足させていただきます。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、この取扱いでございますが、この諮問事項15につきましては、「現状」とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項15については、そのように取り扱わせていただきます。

次に、諮問事項16「議会選出監査委員の選任における所信表明について（所信表明の実施、所信表明の市民への公開について）」でございます。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

こちらにつきましては、現在、「さらに具体的な協議を行う」とする会派が1会派、「現状の扱いのまま」とする会派が5会派でございます。

御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、日本共産党の田中委員のほうで「協議」ということで、「議論を尽くしたい」という表現がありますが、具体的な部分で何か持ち合わせておりますでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 先ほど、副議長選挙における所信表明についての意見を述べましたが、先ほどと、その意義については同じようなことです。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、ほかの会派で「現状」と示されているところで、何か追加して御発言される場所はありますでしょうか。

○委員【俵 鋼太郎君】 議長や副議長と違って、監査委員は選挙ではないです。あくまでも議会の中で、議会推薦のような形で提示しているということなので、元々、所信表明、選挙というのは、僕はそぐわないものだと思っております。そういった意味で「現状」、現状の決め方で十分かと思っております。

以上です。

○委員【篠原 弘君】 ここは、私もコメントしたほうがいいと思いますので、2点ほど申し上げようと思います。

1点目は、誠新の俵委員がおっしゃるとおりで、監査委員は市長が選任するものですので、所信表明はなじまないということ。もう一つは、そこにも書きましたが、監査委員の職務は地方自治法で制限列举されてしまっているんですね。その制限列举された中で、自分に与えられた職務を遂行していくということで、監査を的確に、与えられたものを適

切に処理していくんだと、これしかないんですね。今の私の現状から考えてみても。ですから、そこで所信表明を行うことは、ほとんど意味がないという失礼ですけれども、所信を述べる余地がないというふうに私は受け止めています。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 「現状」とされている会派は、今の、誠新の俵委員、誠風の篠原委員の発言と同様とみてよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 「さらに具体的な協議を行う」とするのが、田中委員のところ、日本共産党の1会派、あとは、皆さん「現状の扱いのままとする」ということで、今、2会派のほうからお話がありましたとおり、選挙ではないということと、ある種、限定的な職務であるというようなことで、その必要はないというのが大半の意見でございます。日本共産党の田中委員におかれましては、「協議」ということで主張をされておりますけれども、大半の方々が「現状」ということですので、それでよろしいでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 協議を行っていくということには、これは異言はございません。しかしながら、なぜ、こういった提案をしているのかと申しますと、「開かれた議会」ということが、近年、大分言われるようになっておりますが、私は、市民に身近な議員が、議会の中でいろいろなポジションについて、こういった仕事をしていくのか、また、それはどのような重要性を秘めているのかといったことも含めて、ぜひこれは、身近な市民の方に、伝えていくべきだと思うんですね。いろいろな御意見がございましたが、そういう意味で、これは副議長選挙と、選挙ではないということでは違いはありますが、先ほど述べたことで、このことを変えるような、そういった考えは持ち合わせておりません。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 考え方の部分を変えないということではありますが、ここは進めていかなければなりませんので、大方の会派が現状のままとされておりますので、そのようにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、諮問事項16につきましては、「現状」ということにさせていただきます。

なお、これは私、意見で申し上げたいのが、今、日本共産党の田中委員のほうで、「開かれた議会」の部分で、少しこのところは反するというか、そのような受け止め方をするような発言がありました。決してそういうことはない、協議したり議論することが、あくまでも「開かれた議会」だと思いますので、ここで諮問事項16の部分について協議をしないということが、「開かれた議会」ではないんだというような捉え方は誰もされていないと思いますけれども、そういうような発言がありましたので御指摘をさせていただきます。

○委員【田中利恵子君】 誤解を招くと、ちょっとこれは不甲斐ないなと思うのですが。私自身が不甲斐ないということですよ。「反する」と申し上げたのは、協議をすとかしないとかということに対して反対の意見を述べたのではなく、提案している議会選出監査委員の所信表明を市民に対して行うという、こういったことを捉えてね、やはり「開かれた議会」というようなイメージであります。そのことだけ申し上げて意見を終わります。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、諮問事項16については終わります。

最後に、諮問事項17「議事録電子化の推進について」でございます。

これより各会派から「扱い」と「意見」について発表いただきたいと思います。

こちらにつきましては、現在、「さらに具体的な協議を行う」とする会派が2会派、「現状の扱いのまま」とする会派が4会派であります。

ここについては、コメントが掲載されている会派もありますし、コメントの記載がない会派もありますので、御意見等ありましたら会派ごとにお伝えいただければと思います。

○委員【俵 鋼太郎君】 私ども「現状」と言ったのは、現状で何か不都合があるのかどうなのか、正直言って感じていないのだけど、「協議」とされている会派の方に、今の現状での不備、それはどういうところにあるのかを指摘していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 これは協議をすべきであると主張している会派から御意見をいただきたいということによろしいですね。

○委員【鈴木紀雄君】 デジタル化の流れの中で、やはり今、紙ベースで議事録が作成されているものが、これらは電子化していく流れではないかなということから、電子化についての協議をしていくということで、入れさせていただきました。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 田中委員のほうで何かございますか。

○委員【田中利恵子君】 2021年10月6日の代表者会議の提出事項の中に、私どもの、この案件に対する提案理由が述べられております。読み上げますと、「市民や議員の調査活動に資するという点でも、議事録閲覧の利便性向上という観点からも、過去の議事録について電子化を進めることが必要。特に、フィルムによる保存となっている委員会議事録などは、読み取り機器の劣化や、廃盤も想定され保存が急がれる」と、こういう理由なんですね。提案の理由はこういうところにあります。私もその後ですね、さらにいろいろと調査をしましたところ、廃盤も想定されるので保存が急がれるということに尽きるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 先ほど、緑風会の鈴木委員のほうからの発言では、紙ベースという現状と、今度、デジタルとかの部分での観点での話だったと思いますが、今、日本共産党の田中委員の発言の部分では、大分前の資料の中では、要は、保存の方法がマイクロフィルムになっている。これ自体がデジタルではないので、デジタル化をすべきではないかという趣旨のように私は受け止めているのですけれども、日本共産党の田中委員がおっしゃる部分は、あくまでも、今ある資料の保存、これを活用するために電子化を進めるべきではないかというような、そういう受け止め方でよろしいですか。

○委員【田中利恵子君】 まず、強調しておきたいことは、これまで本当に重要な議事録が残っております。それがマイクロフィルムによる保存となっているわけなんですけど、現物を見ていただきたいと思うんですね。非常に劣化が進んでいる。さらに読み取り機器の劣化や廃盤も想定されるということで、そこを考えると、本当に重要な議事録が、このままにしておくと、全く使い物にならないような状態になってしまうのではないかと。さらに言えば、市民や議員が利用しやすく、劣化を防ぐことが必要だというふうに考えております。

○委員【俵 鋼太郎君】 マイクロフィルムで、今、保存しているのは存じ上げています。これ実は十何年前かな、一般質問したことがあるのですが、そのときの執行部の答弁は、マイクロフィルムは半永久的だと、決して劣化しないし、読み取れるというのが、そのときの答弁だったんですよ。今、日本共産党の田中委員のおっしゃっていることは、これは議会の問題ではなくて、役所全体の話だと思うんですよ。議会に関しては、

今、議事録は電子化されて、検索できるようになっています。これも何年かな、2007年、2008年くらいからできているのかな、平成9年ですか、それ以前のものはできていないと思うのだけれど、そこまで遡る必要を考えたときに、では議会として、そこまで遡って電子化する必要があるのかということ、僕、議会においてのデジタル化に関してはもうすでに出来上がっていると感じているんですよ。以前のマイクロフィルムに関しては、これはもう議会の問題ではなくて役所全体の問題として考えるべき問題であって、ここで協議すべき問題というか、問題としての理由としては、日本共産党の田中委員のおっしゃっていることは少し違うのかなというのが感じているところでございます。

とりあえず以上です。

○委員長【加藤仁司君】 「現状」という発言にはなりますけれども、この議会で解決すべきことではないと。あくまでも役所全体の問題だということの提案ですね。ほかにいかがでしょうか。

○副委員長【安野裕子君】 私ども志民・維新の会で「現状」といたしましたのは、先ほど、誠新の俵委員がおっしゃったのと同じような理由です。役所全体としての取組を考えていくべきではないかという、そんな趣旨で、今この議会改革における協議事項としては、取り上げる必要はないのではないかなという意見です。

○委員長【加藤仁司君】 ほかの会派は、同意見と見なしてよろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、今ですね、各会派からの御意見の中で、当問題につきましては、議会内だけで解決するものではなく、役所全体の課題であるということで、現在、議会改革検討委員会で協議することはなじまないというか、それ以上の問題だという解釈で取り扱わない、要は、協議しないということの御意見だと受け止めました。協議すべきだと主張されております会派の皆さんはいかがでしょう。

○委員【田中利恵子君】 庁舎全体の問題だということなんですけれども、まずは、気が付いた議会からやりはじめるべきだと思うんです。まさに議会改革検討委員会なのですから、やはり、そこをやっていくべきだと思うんです。

もう1点、半永久的なマイクロフィルムであっても、それを読み取る機器が劣化しているとか、廃盤も想定されて保存が急がれるとか、こういったことに危機感を抱くべきだと思うんです。

意見を述べましたが、それでも、ほかの会派の皆さんが協議をしないというのであれば、

私どもは、そのことについてね、いろいろとさらに意見を申し上げるというようなことはありませんが、私どもの考えは変わらないということは申し上げておきます。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 私ども緑風会も、一部理解不足なところもありましたけれども、「現状」という形で変更させていただきます。

○委員【楊 隆子君】 私も、今まで御意見を伺っていた中で、やはりマイクロフィルムが半永久的に保たれるということが一つと、議会の中でというよりも、先ほど誠新の俵委員がおっしゃったように執行部とともに考えていかなければならないことなので、ここの議会改革検討委員会の中で話し合う検討事項ではないと考えます。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の皆さんから御意見をいただきました。「さらに具体的な協議を行う」とされておりました会派の皆さんのほうからも、一定の御理解をいただいたのではないかなと思います。この諮問事項17につきましては、「現状」とすることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ございませんので、諮問事項17については、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、諮問事項に対する今後の取扱いについての協議は終わりました。

以上で、協議事項の（２）検討項目についてを、終わります。

○副委員長【安野裕子君】 今、諮問事項についての絞り込みということで、皆さんから御意見をいただいて、その中には、本当は「協議」としたいけれども「現状」でいいですよとか、また「現状」としたいけれども「協議」のほうに同意しますとか、様々に皆さんが、全体としての検討ということで、御自分の意見を譲った会派もあると思うんですね。ぜひですね、今、様々な御意見をたくさん言っていただきましたが、そういうことは答申のほうにですね、ぜひ盛り込んでいくということで、皆さんの御理解をいただければ円満に協議事項というか、円満に検討事項というものが成立していくのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長【加藤仁司君】 ただいま安野副委員長のほうから御意見がありました。最終的には答申を議長のほうに出すということがあります。今日ここでいただいた御意見もできる限り、こういった御意見があった、けれどもそれはかなわなかったとかですね、そのような結果もその中には示す必要もあると思いますので、その内容につつま

しては、またこの協議が進んでですね、答申という場合になったときには、当然、皆さんに御覧になっていただき、その上で、答申を出すつもりでありますので、今、安野副委員長が述べられたところは、十分承知をした上で臨みたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○委員長【加藤仁司君】 次に、（３）次回の開催日程についてを議題といたします。

本日、各諮問項目に対する今後の取扱いを協議いただきました。

本日の委員会において「さらに具体的な協議を行う」とした項目について、今後、さらなる協議を進めていくものでございます。

そこで、「さらに具体的な協議を行う」となった項目について、これから「項目整理」「資料収集」等も行っていく必要もあります。

正副委員長といたしましては、３月は資料作成等の期間とさせていただいて、３月下旬に資料送付、それを踏まえて４月下旬での委員会開催といたしたいと考えております。

時間の関係で、そのような開催日程としたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ありませんので、次回の委員会開催につきましては、４月下旬ということにさせていただきます。

ここで、具体的な日程調整をさせていただきたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 3 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

○委員長【加藤仁司君】 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、次回の開催については令和４年４月２１日の木曜日、午前１０時からといたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、（３）次回の開催日程についてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】

以上で、本日の議題については、すべて終了いた

しましたので、議会改革検討委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 6 分

散会

議会改革検討委員会提出事項（令和4年2月15日）

1 協議事項

（1）検討項目について

（2）次回の開催日程について